

さいたま市議会告示第2号

さいたま市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月27日

さいたま市議会議長 伊 藤 仕

さいたま市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する告示
さいたま市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年さいたま市議会
告示第2号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、
改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当
該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（個人識別符号）</p> <p>第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号及び同法第19条の4第1項第4号の在留カードの番号</p> <p>(6)～(15) [略]</p> <p>(16) 介護保険法（平成9年法律第123号）第201条の2第1項に規定する被保険者番号等</p> <p>(17) [略]</p>	<p style="text-align: center;">（個人識別符号）</p> <p>第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号及び同法第19条の4第1項第5号の在留カードの番号</p> <p>(6)～(15) [略]</p> <p>(16) 介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号</p> <p>(17) [略]</p>

附 則

この告示中第3条第16号の改正は全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日から、第3条第5号の改正は令和8年6月14日から施行する。